

令和3年度税制改正の概要 参考資料

令和2年12月



改正概要

- 機械等に係る特別償却等の特例措置を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

改正後の特例の内容

- **令和6年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、以下の特別償却又は税額控除を適用する。**

	特別償却	選択適用		税額控除
	R3.4.1～R6.3.31			R3.4.1～R6.3.31
機械・装置	50%	⇔	機械・装置	15%
建物・構築物	25%		建物・構築物	8%

※ **改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。**

※ 特別償却と税額控除は選択適用。

(※) 本措置の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、本措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう令和5年度末までの経過措置を設ける。

※ 本特例措置（法37条）、被災者雇用の税額控除（法38条）、新規立地促進税制（法40条）はいずれかの選択適用。 1

改正概要

- 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

改正後の特例の内容

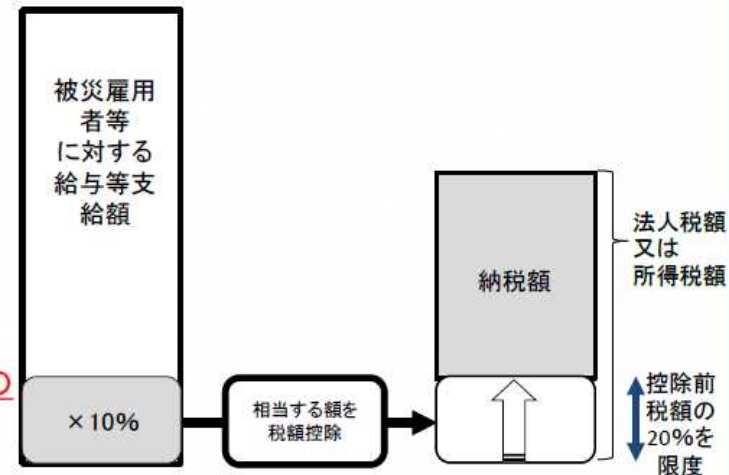
- **令和6年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等^(注)に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度として控除できる。**

(注) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

指定日	R3.4.1～R6.3.31
税額控除率	10%

※ **改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。**



※ 本特例措置(法38条)、機械等に係る特別償却等(法37条)、新規立地促進税制(法40条)はいずれかの選択適用。²

改正概要

- 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置を、対象地域を沿岸地域等(改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内)に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

改正後の特例の内容

- (1) **令和6年3月31日までの間に**、指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し、事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却ができる。

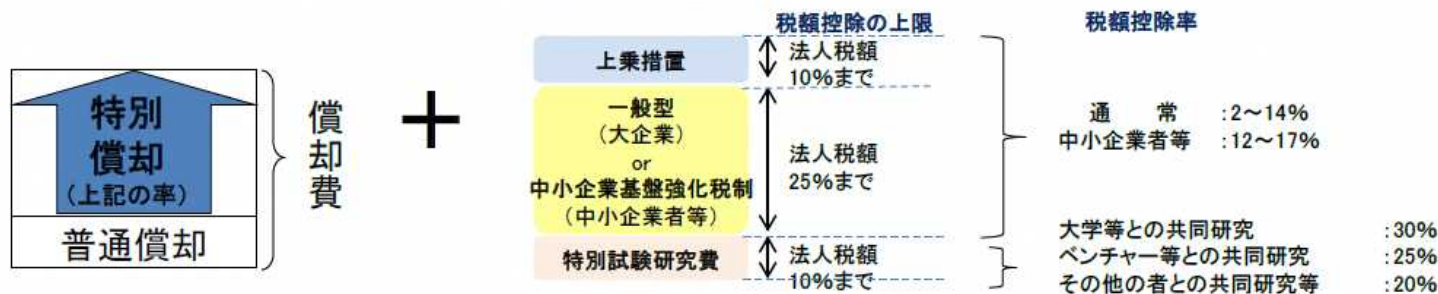
取得日	R3.4.1～R6.3.31
開発研究用資産の特別償却率	50%(中小企業者等)・34%(中小企業者等以外)

※ **改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。**

- (2) (1)の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして税額控除の適用ができる。

(1) 減価償却

(2) 研究開発税制の特例



(※) 本措置の対象外となる区域における新型コロナウイルス感染症の影響による設備導入等の遅延への対応として、本措置の対象となる設備を令和2年度末までに事業の用に供することができない場合等でも、同感染症の影響によって設備導入が遅れたことなど、一定の要件を満たす場合には、従前の特例措置を適用できるよう**令和5年度末までの経過措置**を設ける。

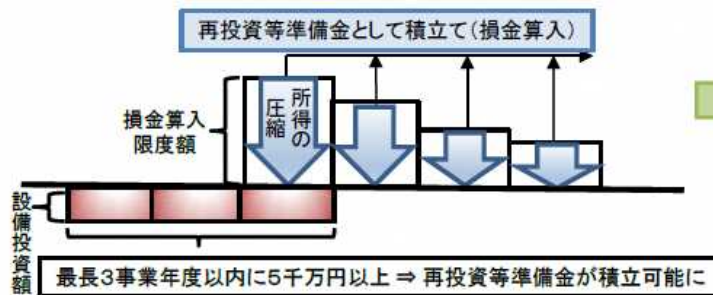
改正概要

- 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

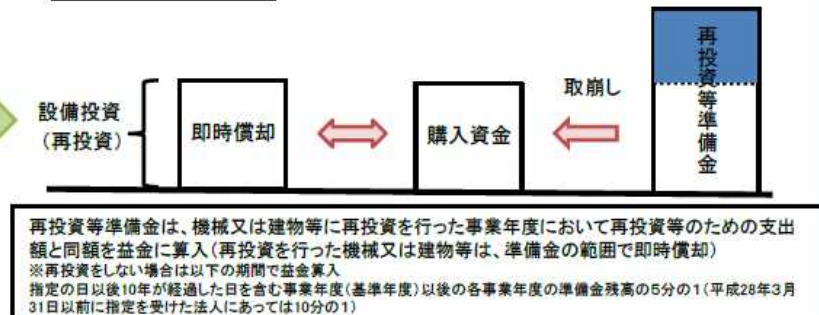
改正後の特例の内容

- **令和6年3月31日までの間に指定を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人（復興推進計画認定日以降に設立）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。**
- 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却できる。

(1) 投資段階



(2) 再投資段階



※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

※本特例措置(法40条)、機械等に係る特別償却等(法37条)、被災者雇用の税額控除(法38条)はいずれかの選択適用。